

Let's! 和ごはんプロジェクトメンバー規約

30食産第1239号
平成30年6月29日制定
令和2年4月1日改正
最終改正令和2年7月31日

(趣旨)

第1

この規約は、「Let's! 和ごはんプロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)の推進に当たりプロジェクトメンバー(本プロジェクトへの参加が認められた企業・団体をいう。以下同じ。)が遵守すべき事項を定めるものです。

(プロジェクトの目的)

第2

本プロジェクトは、食の嗜好は幼児期の食体験に影響されるため、和食文化の保護・継承のためには、味覚が形成される子どものうちに和食の味や食べ方を体験することが重要であることに鑑み、食品製造業者、流通業者、中食・外食業者その他レシピ、調理家電等和食に関わる事業者と行政が一体となって、子どもたちや、和食について「手間がかかり面倒」とのイメージを有する、忙しい子育て世代に、身近・手軽に健康的な和ごはんを食べる機会を増やしてもらうための取組を進めることにより、将来に向けた和食文化の保護・継承につなげていくことを目的としています。

(用語の定義)

第3

本規約において、「和ごはん」とは、日本の家庭で食べられてきた食事であって、(1) ごはん、汁物、おかず等若しくはその組み合わせで構成されているもの、又は、(2) だし並びに醤油及び味噌をはじめとする日本で古くから使われてきた調味料等が利用されているものとしします。

(参加の申請及び登録)

第4

第2の目的に賛同し、本プロジェクトへの参加を希望する企業・団体（政治団体、宗教法人及び反社会的勢力を除く。以下「申請者」という。）は、農林水産省 Web サイトに掲載されている「Let's！和ごはんプロジェクト参加申請フォーム」に必要事項を記入し、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室長（以下「食文化室長」という。）に申請することとします。食文化室長は、申請内容を審査の上、当該申請者をプロジェクトメンバーとして登録します。

（活動内容）

第5

プロジェクトメンバーは、本プロジェクトの目的を達成するために、以下のいずれかの活動を実施することとします。

- （1） 内食分野において、従来と比較して簡単に和ごはんが調理できる商品の開発、当該商品の販売促進、簡単に作れる和ごはんのレシピの開発・発信を行う等子どもたち・子育て世代に対し、身近・手軽に和ごはんを食べる機会を増やしてもらうための活動。
- （2） 中食分野において、和ごはん商品を拡充・展開する等子どもたち・子育て世代に対し、身近・手軽に和ごはんを食べる機会を増やしてもらうための活動。
- （3） 外食分野において、子ども向け和ごはんメニュー、年中行事や人生の節目を祝う和ごはんを提供する等子どもたち・子育て世代に対し、身近・手軽に和ごはんを食べる機会を増やしてもらうための活動。
- （4） その他、子どもたち・子育て世代に対し、身近・手軽に和ごはんを食べる機会を増やしてもらうための活動。

（登録期間）

第6

プロジェクトメンバーの登録期間は、プロジェクトへの参加が認められた日からプロジェクトが終了する日までとします。

（参加の取りやめ）

第7

プロジェクトメンバーは、食文化室長に対し、参加取りやめ届出書（別記様式）を提出することにより、プロジェクトへの参加を取りやめることができます。

（ロゴマークの利用）

第8

- 1 本プロジェクトの認知度を高めるとともに、プロジェクトメンバーの連帯感を高めるため、統一ロゴマークとして、Let's! 和ごはんプロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を設けます。
- 2 プロジェクトメンバーは、第2の目的を達成するため、「Let's! 和ごはんプロジェクトロゴマーク使用ガイドライン」に従い、第5の活動に係る<商品及び商品のパッケージ等>、<ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット等の資材>又は<Web サイト>等にロゴマークを無償で使用することができます。
- 3 ロゴマークに第5の活動内容を表す文言等を併記して使用したい場合は、事前に農林水産省 Web サイトに掲載されている「Let's! 和ごはんプロジェクトロゴマークへの活動内容を表す文言の併記許諾申請フォーム」に必要事項を記入し、食文化室長に申請することとします。
- 4 ロゴマークは、個別の商品やサービスの品質を保証したり、推奨するものではありません。特定の企業や団体の売名、不当な利益を上げることが目的とした場合その他食文化室長が不適切と判断する場合には、ロゴマークの利用はできません。
- 5 プロジェクトメンバーは、第三者がロゴマークの著作権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、直ちに食文化室長に通報するものとします。
- 6 プロジェクトメンバーは、ロゴマークの使用に関する第三者との係争、審判、訴訟等（以下「係争等」という。）についての対応を食文化室長と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）はプロジェクトメンバーが負担するものとします。
- 7 プロジェクトメンバーがロゴマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該プロジェクトメンバーがその損害について全責任を負うものとし、農林水産省その他の第三者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

（活動に関する調査等への協力）

第9

プロジェクトメンバーには、食文化室長から要請がある場合は、プロジェクトに係る活動内容及びロゴマークの利用状況についての調査に御協力いただきます。

（登録の取消し等）

第10

食文化室長は、プロジェクトメンバーが本規約若しくはプロジェクトの趣旨に反するような行為、法令や公序良俗に反する若しくは反する恐れがある行為、プロジェクトの信用を傷つけるような行為を行った場合又は一定期間活動の実績や企業・団体の活動が認められない場合には、次の必要な措置を講ずることとします。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) プロジェクト参加登録の取消し又はロゴマーク利用の禁止
- (4) 企業・団体名の公表
- (5) 訴訟

(規約の改正)

第 11

本規約は、必要に応じて改正する場合があります。

(附則)

本規約は、平成 30 年 6 月 29 日から施行します。

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正します。

本規約は、令和 2 年 7 月 31 日から一部改正します。

(連絡先)

100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室

(別記様式)

Let's! 和ごはんプロジェクト参加取りやめ届出書

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室長 殿

申請者（所在地）〒

（名称）

（代表者）

印

Let's! 和ごはんプロジェクトへの参加を下記のとおり取りやめたいので、届け出ます。

記

1. 参加取りやめ年月日

令和 年 月 日

2. 参加取りやめ理由